

第82類及び第83類(卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品： 各種の卑金属製品)

第82類には、工具、道具、刃物、食卓用品等の性格を有する卑金属製の特定の種類の製品が含まれ、次の物品を含む。

- (A) ある種の特定の例外(例えば、機械式ののこぎりのブレード)を除き、手で使用する工具(第82.01項から第82.05項まで)
- (B) 手道具又は手工具のセット(第82.02項から第82.05項までの二以上の項の製品を小売用のセットにしたものに限る(第82.06項)。)
- (C) 手工具(動力駆動式であるかないかを問わない。)用又は加工機械用の互換性工具(第82.07項)、機械用又は器具用のナイフ及び刃(第82.08項)並びに工具用の板、棒、チップその他これらに類する物品(第82.09項)
- (D) 刃物(職業用、個人用又は家庭用に使用するもの)、ある種の機械式家庭用器具、スプーン、フォークその他これらに類する食卓用品及び台所用品(第82.10項から第82.15項まで)

一般にこの類には、独立して手で使用することのできる工具(ギヤ、クランクハンドル、プランジャー、ねじ機構、レバー等の簡単な機構を取り付けてあるかないかを問わない。)を含む。ただし、作業台、壁等に固定するように設計されたもの、また、重量、寸法又はそれを使用するのに必要とされる力により、床、作業台等に置くためのベースプレート、スタンド、サポート用フレーム等が取り付けられている器具は、通常第84類に属する。

第83類は、第82類と同様、それらを構成する卑金属にかかわらず、特定の種類の物品を含む。通常、卑金属製の部分品は、本体の属する項に属するが、この類には、ばね(錠等用に特別に作ったものを含む。)、鎖、ケーブル、ナット、ボルト、ねじ又はくぎを含まない。これらの物品は第73類から第76類まで又は第78類から第81類までの属する項に属する。

【ブランク・ルール】

第82類及び第83類の品目別規則のうち、特筆すべきは新たにコンセンサス合意された「ブラ

ンク」ルールであろう。

第3編第2章第5節(HS に関連する諸問題)で述べたところであるが、HS 通則2(a)を原産地規則に適用する場合に、コンポーネンツ又は部品が完成した物品(製品又は部分品)としての重要な特性(essential character)を有する場合には、これらのコンポーネンツ又は部品は完成品扱いされるため、これらのコンポーネンツ又は部品から製造された(換言すれば、これらのほとんど完成品に近い物品に若干の加工を加えた)完成品に対し、当該製造によって関税分類の変更が生じないことから、HS 通則2(a)は「単純な加工又は作業によって原産性を付与することを阻止する内在的な機能(built-in mechanism)」を有しているといえる。

例えば、乗用車がタイヤを取り外した状態で輸入されたとしても、当該乗用車は部分品ではなく、完成車として分類される。したがって、そのような乗用車が輸入され輸入国でタイヤを取り付けて再輸出されたとしても、当然のことながら分類変更は生じない。言い換えれば、原産地規則を適用する前段階である関税分類そのものが、原産地規則に課せられた最も困難な役割である「単純な組立てのみによって原産性を与えてしまうことを阻止すること」を事実上実践している。

一方、「重要な特性」を有しているか否かの判断を分類専門家に完全に委ねてしまって、原産地規則として単純加工への対応をすべて関税分類で行うことにも是非があった。HS 通則2(a)が有する「内在的機能」は、関税分類変更基準を採用する限り品目横断的に(第1類から第38類までに分類される物品を通常除いて)適用されるため、その適用結果が原産地規則上、相応しいか否かを見つつ、必要であれば例外を設けなければならない。その例外として主張された事案が、以下に述べる「ブランク」ルールとなる。

関税率表解説の HS 通則2(a)(II)によると、

この通則の規定は、特定の項にブランクが掲げられてない場合でも、ブランクについても適用する。「ブランク」とは、そのまま直接使用することはできないが、完成した物品又は部分品のおおよその形状又は輪郭を有し、かつ、例外的な場合を除き、完成した物品又は部分品に仕上げるためにのみ使用する物品をいう(例えば、プラスチックボトルの成形前の中間生産品で、管状で一端が閉じており、口の方はネジ式の蓋を取り付けるためにネジが切られている。ネジ切り部より下の部分は、所定の大きさや形に膨張させる。)。完成した物品としての重要な形状を有するに至っていない半製品(通常、棒、ディスク、管等の形状のもの)は「ブランク」としては取

り扱わない。

分類のための原則は必ずしも原産地規則目的に完全に適合するものではないため、定められた条件の下で、関税分類変更が生じない場合であっても、最終製品の重要な特性を有する材料(例えば、鉄鋼製スパナのブランク)から製造された物品(例えば、鉄鋼製スパナ)に原産性が付与されるべきとした。

第82類及び第83類の類別プライマリー・ルールは、以下のとおりである。

第82類(卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品)のプライマリー・ルール: ブランクから製造された物品又は部分品

(a) HS 通則2(a)の適用によって完成した物品又は部分品と同じ項、号又は分類細分に分類されるブランクから製造された物品又は部分品の原産国は、すべての作業を行う角、表面及び部分が最終的な形状および寸法に仕上げられた国とする。ただし、当該ブランクが輸入された時の状態が、(i)それ自体では機能せず、(ii)当初の圧縮成形作業或いは鍛造プラッター又は鋳型からの材料の取り出しに係る作業を超えるものではないことを条件とする。

(b) 上記(a)の基準が満たされない場合、原産国はこの類のブランクの原産国とする。

第83類(各種の卑金属製品)のプライマリー・ルール: ブランクから製造された物品又は部分品

HS 通則2(a)の適用によって完成した物品又は部分品と同じ項、号又は分類細分に分類されるブランクから製造された物品又は部分品の原産国は、当該ブランクが仕上げられた国とする。ただし、当該仕上げには、材料の除去による最終的な形状への形成(単なる砥石がけ又は研磨又はその両方によるものを除く)或いは曲げ加工、たたき加工又は圧縮成形を含むものとする。

第82類及び第83類に適用される類別ルールの他にも、各項又は号に品目別規則が設定されている。以下に、第82類及び第83類の品目別規則について説明を加えるが、製品の形状からある程度パターン化した規則建てになっていることが特徴といえよう。

第82類(卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品)

第82類の品目別規則は、セットに関連するルールを若干の例外として、全て関税分類変更基準がコンセンサス合意されている。第82類に分類される工具、道具は、一つの材料を加工

して仕上げるものと、二つ以上の部分品を組み立てることで生産されるものがある。第82類の類注2は、「この類の物品の卑金属製の部分品(当該物品とは別に掲げてあるもの及び第84.66項の手工具用ツールホルダーを除く。)は、当該物品が属する項に属する。ただし、第15部の注2のはん用性の部分品は、すべてこの類に属しない。」旨規定している。さらに、この部分を詳述している関税率表解説によると、「工具、刃物等の卑金属製部分品(例えば、のこぎりのフレーム、かんな用の刃)は、通常、完成品と同じ項に属する。ただし、この規定は、部分品が特定の項に掲げられているものについては適用しない。鎖、くぎ、ボルト、ナット、ねじ、リベット、ばね(例えば、剪(せん)定ばさみ用のもの)その他第15部の注2に規定するはん用性の部分品はこの類に属さない。これらの物品は、第73類から第76類まで及び第78類から第81類までの該当する項に属する。」としている。また、かんな等の工具の木製のボディ、工具に取り付けられる木製の柄は第44.17項に分類される。

品目別規則を見てみると、HS 通則1のセットを対象とする第82.06項及び82.15項を除き、その他の項に分類される工具、道具、刃物等に対しては、すべて CTH ルールで合意されている。上述のとおり、のこぎりのフレーム、かんなの刃のような卑金属製の部分品は工具、刃物の中核的な部品であるため、当該工具、道具、刃物等が完成品としての原産性を認められるためには、これらの中核部品が専用部品になる以前の卑金属の塊、棒等の原料の段階から同一国内で生産され、引き続き最終製品である工具等まで一貫して生産される必要がある。一方、ネジ等の汎用部品、工具、刃物に取り付けられる木製の柄等は他の類に属するので、非原産のものを使用して差し支えない。

第8202.39号(サーキュラーソーのブレード(切開き用又は溝彫り用ののこぎりのブレードを含む。))の作用する部分に鋼を使用していないもの(部分品を含む。))、第8202.40号(チェーンソーのブレード)及び第8207.19号(削岩用又は土壌せん孔用の工具で作用する部分にサーメットを使用していないもの(部分品を含む。))の3品目については、スプリット号変更ルールが採用されている。そのため、部分品そのものは CTH ルールで粗原料からの生産を求めるが、製品については非原産の専用部品からの生産を認めている。これは、後に述べる第84類から第90類までの機械類等の品目別規則の議論に影響されたためか、単に部品が特掲されているだけの理由でスプリット号変更を認めていると考えられる。そのため、第82類の他の多くの項のルールと整合性がとれていない。

通則1のセットとして項に記載されているものとして、①第82.06項の手道具又は手工具のセット(第82.02項から第82.05項までの二以上の項の製品を小売用のセットにしたものに限る。)及び②第82.15項のスプーン、フォーク、ひしゃく、しゃくし、ケーキサーバー、フィッシュナイフ、バターナイフ、砂糖鉢みその他これらに類する台所用具及び食卓用具のうち、第82.15.10号(詰合せセット(貴金属をめっきした少なくとも一の製品を含むものに限る。))と第82.15.20号(その他の詰合せセット)については、「類変更。ただし、単にセットにすることで類変更となったものを除く。」とするルールが採用されている。事実上、セットの構成要素のすべてが粗原料から生産された原産品でなければ、このルールを満たすことはできない(デミニミス規定の適用による救済は可能)。

第83類(各種の卑金属製品)

第83類の類注1において、「この類において卑金属製の部分品は、本体が属する項に属する。ただし、第73.12項、第73.15項、第73.17項、第73.18項又は第73.20項の鉄鋼製品及びこれらに類する物品で鉄鋼以外の卑金属製のもの(第74類から第76類まで又は第78類から第81類までのものに限る。)は、この類の物品の部分品とはしない。」としている。

第83類の品目別規則は全てコンセンサス合意されており、2つの例外を除いて CHT ルールが適用される。第83類においても専用部品は製品と同じ項に分類されるため、CTH ルールは非原産の専用部品の使用を許容せず、粗原料から専用部品を経て、完成品まで一貫して同一国内で生産されなければならない(デミニミス規定の適用は可能)。

一つ目の例外は、第83.01項のうち卑金属製の錠で電気式のを切り分け、スプリット号とした上で、専用部品からの生産を許容している。かぎを使用するか、ダイヤル式の卑金属製の錠については、他の項と同様、項変更で粗原料からの一貫生産が求められる。

二つ目の例外は、第83.03項の卑金属製の金庫、金庫室の扉及び貴重品保管ロッカー並びに卑金属製のキャッシュボックスその他これに類する物品で、卑金属製の部品と製品とをスプリット項に分け、部品には CTH ルールを適用し、粗原料からの生産を求めるが、製品については、CTHS ルールで専用部品からの組み立てを許容した。